

2025年2月18日

各位

会社名 株式会社モバイルファクトリー
代表者名 代表取締役 宮脇 裕二
(コード：3912 東証スタンダード)
問合せ先 常務執行役員 佐藤 舞子
(TEL. 050-1743-6211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について2025年3月25日開催予定の第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化に繋がる、また、感染症の拡大や天災地変の発生等への対策にも資する等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条(招集)に第2項を新設するものであります。なお、産業競争力強化法第66条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第11条 ＜条文省略＞	第1条～第11条 ＜現行どおり＞
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ＜新 設＞	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条～第45条 ＜条文省略＞	第13条～第45条 ＜現行どおり＞

3. 変更の日程

効力発生日 2025年3月25日(予定)

以上